

令和4年10月19日
尼崎市アスベスト対策会議
別紙4

緊急要望書

(石綿による健康被害救済制度のさらなる充実に関する要望)

令和4年10月

兵庫県尼崎市

令和4年10月13日

様

尼崎市長
稲村和美

石綿による健康被害救済制度のさらなる充実に関する要望

平成17年6月のクボタショック以来、国においては、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行や、「石綿ばく露者の中・長期的な健康管理のあり方検討のための知見収集」に取り組むなど、石綿に対する総合的な対策を推進されているところです。

こうした中、令和3年5月の建設アスベスト裁判において、石綿健康被害に関する国と企業の責任を認める最高裁判決が下されるなど、職業ばく露に対する救済は一定の進展を見せております。

一方、本市において特徴的に多く確認されている、いわゆる一般環境を経由した石綿ばく露者に対しましては、十分な救済がなされているとは言えない状況が続いており、特に、石綿健康被害救済制度の認定患者の内、60歳未満の現役世代の方々やそのご家族からは、安心して療養生活を送れるよう、生活実態を踏まえた救済給付内容の充実を求める声が多く寄せられています。

クボタショックから17年が経過し、認定患者の高齢化も進む中、甚大なアスベスト健康被害を受けた本市といたしましては、このような切実な声に1日でも早く応えていただきたいと考えておりますので、国においては、石綿健康被害救済制度のさらなる充実について、早急に審議されますよう強く要望いたしますとともに、認定患者の方々の継続的な支援に繋げていけるよう、保険者の負担額を含めた医療費の全額を負担する制度の構築につきましても、あわせて審議されますことを要望いたします。

石綿による健康被害救済制度のさらなる充実について

- 1 石綿健康被害救済制度の認定を受けた現役世代の方及び残される家族にとっては、日々の安定した生活を維持することが何よりも大切であるが、現在の療養手当は、一律の定額支給となっている。

患者及び家族の経済的負担の救済にあたっては、世代ごとの生活実態を考慮することが必要であると考えられるため、年齢別に一律、一定額を月の療養手当に上乗せする支給制度や年金制度の創設など救済給付制度の充実をしていただきたい。

また、石綿による健康被害を受けた方が、もれなく石綿健康被害救済制度を利用できるよう、医療機関等を通じて同制度のさらなる周知・啓発を行っていただきたい。

- 2 石綿による健康被害の発生が今後も見込まれることから、保険者の厳しい財政状況に鑑み、石綿健康被害救済法において医療費の全額を負担する制度を構築していただきたい。